

平成 2 3 年 第 1 6 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 2 3 年 8 月 2 3 日（火）午後 1 時

場 所：教育委員会室

委員長	土	田	アイ子
委員長職務代理者	吉	野	弘保
委員	松	原	秀成
委員	早	川	大府
委員（教育長）	浅	野	潤一

事務局	教育推進課長	土	屋	典昭
	学務課長	住	田	雅一
	指導室長兼教育研究所長	建	部	豊
	学校施設担当課長	永	井	博史
	統括指導主事	荒	井	秀樹

書記	教育委員会事務局			
	教育推進課庶務係長	丸	山	継典
	同 主査	岩	生	裕治

	開 会 時 刻 午後１時００分
土田委員長	ただいまから平成２３年第１６回教育委員会定例会を開催したいと思います。今日は８人の方から傍聴のお申し出がございます。許可してよろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
委員長	それでは、傍聴人の方の入室を許可いたします。 日程第１、署名委員を決定したいと思います。本日は松原委員と早川委員にお願いいたします。 次に日程第２、教育関係事務報告に移りたいと思います。報告第３７号、第３８号について、事務局から説明をお願いしたいと思います。
土屋 教育推進課長	教育委員会後援名義使用の承認についてでございます。申請一覧をご覧いただきしたいと思います。 まず、報告第３７号は、第３回船堀映画祭についてです。住民参加での街おこし、文化の発信都市としてのアピールということで、一昨年度から開催されているものでございます。教育委員会も第１回から後援し、３回目の申請となります。 本年は１１月４日、５日の２日間、タワーホール船堀シネパルでの開催となります。入場料は前売りで５００円、当日は７００円ということでございます。今回の特徴は、東日本大震災の被災地復興への思いを共有していただくということで、東北が舞台となった映画、また、鶴岡市との友好都市盟約３０周年ということも記念いたしまして、鶴岡市が舞台となりました藤沢周平原作の作品等を上映するということでございます。 本年度も後援してまいりたいと考えております。 続いて、第３８号はＰＴＡコーラスの交歓会でございます。今回、第４６回目の開催で、教育委員会の後援は３４回目となります。１１月２０日、文化センター小ホールで実施予定です。昨年は１８校のＰＴＡコーラスが参加しまして、観客を含めて４５０名の来場があったということでございます。引き続き後援したいと考えております。よろしくお願いいたします。
委員長	ただいまご説明をいただきました、報告第３７号、３８号の内容についてご意見をお願いしたいと思います。

吉 野 委 員	前回の船堀映画祭も私は拝見したのですが、区民の方が主体的にやっていて、江戸川区の文化を少しでも高めようという、とてもいい会でした。 それから、コーラス交歓会もお母さん方が一生懸命やっておられて、ここで活躍されている方たちが、また、それぞれのところの運営でも活躍されているということで、そういうもとになる交歓会なので、ぜひ進めていってもらえたらなというふうに思います。
松 原 委 員	映画祭の内容はとてもいいと思ったんですけど、船堀映画祭というのは、要するに船堀地区に実行委員さんがいるということなのですかね。
教育推進課長	船堀にあります東都よみうり新聞社を中心に、タワーホール船堀内の映画館シネパル、タワーホール船堀の指定管理者の三者で実行委員会を組織して開催しているものでございます。
委 員 長	他にご意見はございますでしょうか。なければ、報告第 37 号、第 38 号については了承したいと思います。 それでは、次に、日程第 3、議題に移りたいと思います。 初めに、陳情第 2 号議案を議題といたします。はじめに、陳情文を事務局から読み上げていただきたいと思います。
教育推進課長	それでは、陳情第 2 号を読み上げさせていただきます。 〔陳情第 2 号朗読〕
委 員 長	ただいま陳情文を全文朗読していただきました。それでは、ただいまの陳情につきまして、審議に入りたいと思います。ご意見等がございましたら、お願いしたいと思います。
吉 野 委 員	陳情の理由にあるような、食材と牛乳についてそんなに危険なものが子どもたちの給食に出ているという話は、私の認識の中ではなかったし、本当にそんな状況のものが使われているかというのは疑問なのですが、事務局で何かその辺の資料などがあれば教えてください。
住田学務課長	食品の放射性物質については、現在、国により検査方法等が規定されてお

	りまして、暫定規制値が設けられているところです。 暫定規制値を超えた食品については、出荷制限等がかけられるという状況になっておりますが、暫定規制値については相当な安全を見込んでいて、このレベルの汚染を受けた食品を飲食し続けても健康影響がないものとして設定をされているということでもあります。 このため、流通している食材については基本的には安全と認識をしております、学校給食でも産地等を確認しながら、流通している食材を使っている状況ですので、学校衛生管理基準に照らしても特に問題はないと考えているところであります。
委員長	他には、どうですか。
松原委員	私は学校経験者ということで捉えているのですけれども、例えば、飲み水については、9月とか4月の学期始めは、カルキの関係がありますし、水が十分循環されないということで、水筒を自宅から持って来させることもあるのです。中身は、麦茶とかお茶、冷水ですが、そうしたものを持って来ますので、水についてはそういう配慮を現場では十分していると考えられます。 食材については、今、ご説明もありましたけれども、例えば米ですね。学校では米飯が多いのですけれども、ほぼどの学校もいわゆる学校給食用の米です。ということは、安全なお米を購入して食に当てているということになると思います。暫定基準というものは大事だと思っています。
浅野教育長	趣旨は陳情の理由のところに書いてあることだと思いますが、基準に照らして、たとえ暫定基準の中であっても、例えば誤差が含まれる、放射能は認識として危険だ、有害なものだというような、そういう前提に立てば、こういうお話になるのかなとは思いますが、基本的には、暫定基準の範囲内のものであれば、我々としては安心して食べられるという、そういうシステムの中で消費していると考えています。それを前提としなければ、なかなか給食というか、食事そのものが成り立たないのではないかと思います。 そうでなければ、ここにあるような、例えば牛乳について放射能汚染されていない地域の原乳のみを使用するというような、非常に限定的に、この地域のものは使えないという、そういう認識になってしまうのではないかと思います。あくまで暫定基準に照らして数値的に大丈夫だというのが出回って、それは我々として安心して使いますよということをやっています

	ので、このエリアのものは使えないというような形になりかねないようなことについては、なかなか「それはそうですね」とはいかないのではないかと思います。
早 川 委 員	私は、江戸川区にたくさんの子どもがいて、その中の自由さというのもあるかもしれませんが、やはり一つのルールとして暫定基準というのを国が打ち出して、東京都も守って、江戸川区も学校給食だけではなくて、いろいろなところで集団給食をしているわけで、子どもの将来に対する影響が大きいという表現もありますけれども、全体としてそのルールで流れているときに、教育委員会だけでいろいろな別のことをするというのは私は相応しくないというふうに思います。
委 員 長	他にございますか。
吉 野 委 員	先日、お肉からは検出されませんでしたでしたが、牛に与えたわらが汚染されていたという、追いかけてみたら、そういうのが出てきたというのがありましたよね。あれは、区でやってわかったことなのですか。もし、そういうことができるのであれば、もう少し早く、食べる前にできるような、そういうシステムがあればいいかなと思うのですが、いかがでしょうか。
学 務 課 長	先日の件は、全小・中学校から牛についている個体識別番号というのを1学期中のものについて報告させて、国が持っている検索システムで検索した結果、2校の給食から該当するものが出てきたということであります。これは5月の給食に使われたということで、肉が残っていないものですから、検査することができない状況です。 全体としてなんですけれども、8月15日の時点では、4,000頭ぐらい疑いのある牛がいて、そのうち検査ができたのが1,060頭と農林水産省のホームページに出ています。そして、1,060頭の中で暫定規制値を超えていたものは71頭、大体7%ということで、残りの93%は暫定規制値未満であるということがあるのと、給食で使われたのが1人当たり10グラムとか15グラムという量なものですから、ごく微量ということで、健康に影響を与えるレベルではないということは保健所とも確認をしているところです。 また、現在国では、汚染された稲わらを与えられた可能性のある牛が発覚した後で、福島県などの4県の牛肉の出荷を停止して、その他の県を含めて

松 原 委 員	牛肉の検査体制を強化したという状況になっているところです。 もう一つ補足ですけれども、陳情書の記の3、土壤汚染に関して、どうしても使用する場合とはありますが、これは現場では使用しないと思います。これは、少し心配し過ぎなのかなと思います。また、学校の責任で検査とあります。これは、私は計器を見ましたが、一般の方ではあの計器を使ってきちんとした数値やデータはとれないと思います。
学 務 課 長	食材の放射能検査にはゲルマニウム半導体検出器というものを使うのですが、相当高価なものであるそうです。また、検査を委託する方法もあるので、状況を聞きしましたら、検査結果が出るまでに二、三日かかるということです。 今、学校給食はご存じのとおり106校が独自の献立で、学校ごとに食材を発注していきまして、毎日1,000を超える食材が使用する当日の朝、納品されています。そのような中、学校で検査を行い、汚染された食材を見つけるというのは、非常に難しいことです。
吉 野 委 員	前校長先生として松原先生にお伺いしたいのですが、4番でお弁当の許可ということが出ています。学校の教育現場で今は給食をやっていて、そこである子だけがお弁当を持って来て、学校運営というか、学校の中というのは、うまくいくのでしょうか。これも食育という教育の一つでもあると思うのですが、うまくできるものなのですか。
松 原 委 員	うまくいかないですね。理想的にはいけないと思います。そういう子どもたちに対しての子どもたちのネットワークというのは非常に難しいですね、正直言います。
委 員 長	私からもお弁当のことで。給食室の改修工事の影響で、お弁当という時期があった学校があります。その時に、家庭の事情でお弁当を持ってこられない、作ってもらえないという子もいて、たまたま地元のコンビニエンスストアのオーナーさんがおっしゃっておられましたけれども、何人かのお子さんのお弁当を用意させてもらいましたという、そういうお話を伺ったことがあります。それぞれの家庭で用意するというのは難しいかなと、以前そういうことがありましたので、思っています。 今、松原委員からも、前校長先生のお立場からお話がありましたけれど

教 育 長	も、難しいお宅もかなりあるのではないかなという事は思われます。 他にはいかがでしょうか。 今のお弁当のことは、お子さんの食事についてご家庭の中で非常にいろいろと配慮されて、こういう食事の提供をと言っているのに、学校に行くと、要するに決められたものを食べて来るということで、そこに何となく安心が得られないということがあるのではないかと思うのですけれども、学校としては子どもたち全員に対して、ここに書いてあるような、安心できる食材をもとに、安心できる給食を提供できるという形のシステムをつくってやっていると思っています。 それぞれのご家庭では、当然、安心できる食材を子どもに提供できる。それはそうかもしれませんが、今、委員長がおっしゃったように、どういうものをどういうふうを選択するかというのはいろいろな考え方があるわけで、それが全体として本当に安心できる食材で安心できる食事なのか、それはご家庭で作るものだからそうだとされるとそうかもしれませんが、やはり我々としては子どもたち全員が安心できる給食なんですよと言いたいし、お弁当を持って来られる方は、ちょっと安心できないから持って来ているんですよということになると、全体として給食が安心できないということにもなってくるので、できれば今の統一した形の給食でやりたいというのが私たちの思いです。
早 川 委 員	家庭の中で食事をする際には、店頭で販売されているものの産地などをチェックしたりしているだけで、全ての食材に対して自分で放射性物質を測れるわけではないです。そういう基準を守っているから店頭に出ているわけですが、学校給食は店頭で普通に売っているより、安全な形で子どもたちに提供しているのではないかと思います。 個人だから安全だとは私は思いません。給食というのは、全体で食事を提供するシステムなわけで、その中で後からこうだったというのはあるかもしれないですけれども、無理に弁当をよしとすれば、風評被害だとかそういうことにもなるし、全体として安全基準を守っているということで今後も続けていくのがいいと思います。
委 員 長	お肉に関してはトレーサビリティというのがしっかりしてきていますし、牛乳や魚などにしても原産国表示、産地の表示というのがかなり厳しい義務づけになっておりますので、ご家庭においてもそういうものをきちんと見て、

	買っていらっしゃる。そういう心遣いというか、気配りというか、そういうものを地域社会全体が持っています。 学校給食に関しても、食材の仕入れが地元の業者さんたち、本当に見える業者さんたちから安心、安全なものが入っています。それぞれ各委員も学校を訪問して試食などさせていただいておりますけれども、業者さん、栄養士さん、調理のチーフの方たちが「今日はどこ産の野菜です」というようなお話をしているところも拝見しております。これまで安心、安全な学校給食が提供されているということを認識してきている中での各委員からのご発言だったと思います。 そこで、陳情に対する結論を出さなければなりません、今後も安心、安全なものをきちんと提供する、また情報をきちんと開示していくという中で、今回の陳情は江戸川区の学校給食が衛生管理基準を満たしていない、あるいは満たしているかが疑わしいということからお出しになっているような、そういう内容ではないかと拝察されます。 今の議論にもありましたように、江戸川区の学校給食は衛生管理基準をしっかり守りながら実施されてきておりますし、また今後も実施していくと確信しております。したがって、陳情の願意は妥当と言えないのではないかと気がいたしますので、不採択ということで決定したいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	各委員からの異議なしというご意見をちょうだいいたしました。それでは、陳情第2号は不採択ということで結論を出させていただきましたので、よろしく願いいたします。 続きまして、第51号議案を議題としたいと思います。事務局からご説明をお願いいたします。
教育推進課長	それでは、第51号議案、一之江名主屋敷条例の施行期日を定める規則についてでございます。 案文をご覧いただきたいと思っております。以前この委員会でも内容を審議いただきました一之江名主屋敷条例は、議会の議決を経て公布されておりますが、施行日は別途規則で定めることとしておりました。 所有権移転については8月16日付けで契約が完了し、今月末までに移転登記が完了することになりましたので、9月1日付で条例を施行することと

委員 長	したいというものでございます。以上でございます。 ただいまの第５１号議案、ご意見はございますか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
委員 長	ご意見はございませんね。 これは地域の方たちも大変喜んでいます。区民共有の財産として、守っていかなくてはいけないなということは心していきたいと思います。 それでは、第５１号議案は原案のとおり決定いたします。 次に第５２号議案を議題としますが、第５２号議案は、江戸川区教育委員会会議規則第１３条に定める人事に関する事件でありますので、秘密会により審議したいと思いますよろしいでしょうか。 〔全員より「はい」の声〕
委員 長	出席委員の３分の２以上の賛成で可決となりますので、賛成多数により、これより会議は秘密会となります。傍聴人の方はご退席をお願いしたいと思います。 〔傍聴人退室〕 〔以下、秘密会のため非公開〕 〔第５２号議案の審議終了〕
委員 長	以上をもちまして本日の議題はすべて終了いたしました。お疲れ様でした。 閉 会 時 刻 午後１時４０分